**令和7年度**

**橋本市**

**固定資産税（償却資産）申告のしおり**

* ●●申告の際のお願い●●●
* 窓口で提出される場合は、 期限間近になりますと混雑しますので、 １月17日（金）までの提出に御協力ください。
* 償却資産申告書にはマイナンバー（個人番号）（12桁）又は法人番号（13桁）の記載が必要です。

（共有の場合は記載不要です。 ）

* 償却資産をお持ちでない場合や転出、 廃業等があった場合は、 申告書の備考欄にその旨を記載して提出してくだ

さい。

* **前年中に資産の増加及び減少がない場合でも、 「償却資産申告書」を必ず提出してください。**
* 申告書を郵送で提出される場合に、 宛先として使用していただけるラベルを18ページ右下に印刷してありますので、 切り取って御利用ください。
* 「償却資産申告書」及び「種類別明細書」の控えの返送が必要な場合は、 必ず控えと返信用封筒を同封して下さい。
* 「償却資産申告書」及び「種類別明細書」等は以下よりダウンロードできます。

<http://www.city>.hashimoto.lg.jp/guide/somubu/zeimu/koteishisan/DL/syokyaku\_shinkoku.html

橋本市　償却資産　申告書

で検索

**提出期限**

**令和7年１月31日（金） 必着**

**提出・問い合わせ先**

**〒648-8585　橋本市東家一丁目１番１号**

**橋本市　総務部　税務課　資産税係**

**代表番号 0736-33-1111**

**直通番号 0736-33-3706**

**FAX番号 0736-33-1665**

**email** **zeimu@city.hashimoto.lg.jp**

【目次】

Ⅰ償却資産とは

Ⅱ償却資産の申告について

Ⅲ申告書類の作成方法

Ⅳ償却資産の評価額の計算方法から納税まで

・・・・・１～２ページ

・・・・・３～10ページ

・・・・・11～16ページ

・・・・・17～18ページ

Ⅰ 償却資産とは

償却資産とは、 土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、 その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、 損金又は必要な経費に算入されるもののうち、 その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含みます。 ）をいいます（地方税法第341条第４号＜固定資産税に関する用語の意義＞）。

償却資産の所有者は、 地方税法第383条の規定により、 毎年１月31日までに１月１日（賦課期日）現在における償却資産の所有状況について、 必要な事項をその所在地の市町村長に申告する義務があります。

１ 資産の種類ごとの主な償却資産

償却資産を「資産の種類」ごとに例示しますと、 次のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 資産の種類 | 主な償却資産の内容 |
| 第1種 | 構築物　　　　　　 　（建物附属設備を含む） | 駐車場の舗装、 屋上看板等の広告設備、 門、 塀、 緑化施設等建物附属設備１ 建物の所有者が取り付けた建物附属設備のうち、 受変電設備、 中央監視制御装置、 特定の生産又は業務用の設備等２ テナントの方が賃借している家屋に施工した内装、 造作、 建築設備（これらを特定附帯設備といいます。） |
|
|
|
| 第２種 | 機械及び装置 | 工作機械・印刷機械等の各種産業用機械、 ブルドーザー・パワーショ ベル等の建設機械に該当する大型特殊自動車 （ナンバープレートの 分類番号が「０」「00～09及び000～099」）、 駐車場機械装置等  |
| 第３種 | 船 舶 | 遊覧船、 ボート、 はしけ等 |
| 第４種 | 航 空 機 | 飛行機、 ヘリコプター等 |
| 第５種 | 車両及び運搬具 | フォークリフト等の大型特殊自動車 （ナンバープレートの分類番号が「９」「90～99及び900～999」）及び農耕作業用の自動車で最高時速が毎時35km以上のもの並びに台車等。 但し、 自動車税・軽自動車税の対象になる乗用車、 トラック等は除きます。 |
| 第６種 | 工具、器具及び備品 | 事務机、 事務椅子、 陳列ケース、 テレビ、 パーソナルコンピュータ、 プリンター、 ルームエアコン、 金庫、 ゲーム機器等 |

２　申告する資産とは

令和7年１月１日現在事業の用に供することができる資産のうち、 次の（１）（２）の要件を満たすものです。

（１）　土地及び家屋以外の有形の固定資産で、 所得税法又は法人税法の所得の計算上、 減価償却の対象となる資産（土地及び家屋の用語の意義は、 地方税法第341条の規定によります。 ）

◎次のような資産も事業の用に供することができる状態であれば申告の対象となります。

1. 建設仮勘定で経理されている資産
2. 決算期以後1月1日までの間に取得された資産で、 まだ固定資産勘定に計上されていない資産
3. 簿外資産（会社の帳簿に記載されていない資産）
4. 償却済資産（減価償却が終わった資産）
5. 遊休資産（稼働を休止しているが、 いつでも稼働できる状態にある資産）
6. 未稼働資産（既に完成しているが、 未だ稼働していない資産）
7. 借用資産（リース資産）で、 契約の内容が割賦販売と同等である資産（リース資産は３ページ参照）
8. 取得価額が30万円未満の資産で、 税務会計上租税特別措置法第28条の２又は第67条の５の適用により

即時償却した資産

（２）　耐用年数が１年以上で取得価額（１個又は１組当たり）が10万円（取得時期により20万円）以上の資産

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 　 | 取得価額 | 国税の取扱い | **固定資産税（償却資産）の取扱い** |
| **個　人　の　場　合** | 10万円未満 | 必 要 経 費 | 申　告　対　象　外 |
| 10万円以上　20万円未満 | ３年間一括償却 | 申　告　対　象　外 |
| 減 価 償 却 | **申 告 対 象** |
| 20万円以上 | 減 価 償 却 | **申 告 対 象** |
| **法　人　の　場　合** | 10万円未満 | 損 金 算 入 | 申　告　対　象　外 |
| ３年間一括償却 | 申　告　対　象　外 |
| 減 価 償 却 | **申 告 対 象** |
| 10万円以上　20万円未満 | ３年間一括償却 | 申　告　対　象　外 |
| 減 価 償 却 | **申 告 対 象** |
| 20万円以上 | 減 価 償 却 | **申 告 対 象** |

３　業種別の主な償却資産

償却資産を「業種」別に例示しますと、 次のとおりです。 （　）内の数字は、 各資産の耐用年数です。

|  |  |
| --- | --- |
| 業 種 | 主な償却資産の内容 |
| 共通 | タイムレコーダー（５）、 事務机（15）、 事務椅子（15）、 応接セット（８）、 ロッカー（15）、キャビネット（15）、 金庫（20）、 レジスター（５）、 コピー機（５）、 ルームエアコン（６）、 パーソナルコンピュータ（４）、 サーバー（５）、 LAN配線（10）、 看板（10）、 受変電設備（15）、 舗装路面（10又は15）、 その他 |
| 飲食業 | 食卓（５）、椅子（５）、厨房用品（５）、 カラオケ（５）、冷蔵庫（６）、その他 |
| 理･美容業 | 理・美容椅子（５）、消毒殺菌器（５）、タオル蒸器（５）、パーマ器（５）、サインポール（３）、湯沸かし器（６）、その他 |
| クリーニング業 | 洗濯機（13）、 脱水機（13）、 ドライ機（13）、 プレス（13）、 給排水設備（15）、 その他 |
| 小売業食肉鮮魚販売業 | 冷凍機（９）、 肉切断機（９）、 挽肉機（９）、 電子秤（５）、 冷蔵ストッカー（４）、陳列ケース（６又は８）、冷蔵庫（６）、自動販売機（５）、その他 |
| 加工・修理業 | 旋盤（10）、 ボール盤（10）、 フライス盤（10）、 プレス（10又は15）、 圧縮機（10又は15）、測定工具（５）、検査工具（５）、工業用水道（15）、その他 |
| 医（歯）業 | レントゲン機器（６）、 調剤機器（６）、 ファイバースコープ（６）、 消毒殺菌用機器（４）、手術機器（５）、歯科診療ユニット（７）、その他 |
| 不動産貸付業 | 立体駐車場のターンテーブル及び機器部分 （10）、 金属造の塀 （10）、 コンクリート造の塀（15）、緑化施設（植木等）（20）、太陽光発電設備（17）、その他 |
| 農業 | ビニールハウス（10）、 農業用設備（育苗機、脱穀機等）（７）、 電気柵（14）、　プレハブ倉庫（家屋でないもの）（15）、その他 |

＊主体構造等によって、耐用年数は異なる場合があります。各自ご確認ください。

Ⅱ 償却資産の申告について

１　申告していただく方

工場や商店、 農業を営んでいたり、 駐車場やアパートを貸し付けていたりするなど、 事業を行っている方で、

 **１月１日現在に償却資産を所有している方**です。 地方税法第383条の規定により、 毎年１月１日（賦課期日）現在の所有状況を申告する義務があります。

○所有権留保付売買資産については、 原則として買主の方が申告してください。

○償却資産を共有されている方は、 共有名義の申告となりますので、 各々の持分に応じて個々に申告するのではなく、 代表者を決めて申告してください。

〇これまでの申告内容から資産の評価額が少額と思われる場合は、申告書様式の送付を省略したはがきが届く場合があります。

２　リース資産について

ファイナンス・リース取引のうち、 所有権移転外ファイナンス・リースについて、 国税においては、 平成20年４月１日以降に締結したものは、 原則として売買に準じた方法により借主が減価償却を行うものとされましたが、 固定資産税（償却資産）においては、 従来どおりリース会社等の資産の貸主（所有者）が、 当該資産を申告する必要があります。

なお、 平成20年４月１日以降に締結されたリース契約のうち、 法人税法第64条の２第１項又は所得税法第67条の２第１項に規定するリース資産で、 当該リース資産の所有者が当該リース資産を取得した際における取得価額が20万円未満の資産は、 償却資産の申告対象から除かれます。

３　提出していただく書類

（１）必ず提出していただくもの

**①「償却資産申告書」　　②「種類別明細書」**

◎前年中に資産の増加及び減少がない場合でも、 「種類別明細書」は必ず提出してください。

（２）該当する資産がある場合に提出していただくもの

非課税資産を所有されている場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・

非課税適用届出書、 事実を証明する書類

課税標準特例該当資産届出書兼明細書、

事実を証明する書類

国税局長の承認通知書（写）

税務署長への届出書（写）

減免申請書、 事実を証明する書類

課税標準の特例がある資産を所有されている場合 ・・・・

短縮耐用年数を適用された場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

増加償却をされた場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

減免該当資産を所有されている場合 ・・・・・・・・・・・・・・・

◎これらの書類を提出される場合は、 申告書の「18備考」欄に添付書類の名称を記載してください。

（３）番号法に定める本人確認の実施

平成28年１月１日以後に提出する償却資産申告書の様式にマイナンバー（個人番号）・法人番号の記載欄が追加されました。 これにより、 マイナンバー（個人番号）を記載した申告書を提出いただく際、 番号法に定める本人確認（番号確認、 身元確認及び代理権確認）を実施します。 申告の際は、 以下の本人確認資料をお持ちください。 また、 郵送の場合は本人確認資料の写しを添付し提出してください。

なお、 法人番号を記載した申告書を提出いただく場合やeLTAX（電子申告）による申告の場合には、 本人確認資料の提示・添付は不要です。

ア 本人が申告書を提出する場合

|  |  |
| --- | --- |
| 番号確認資料 | 「個人番号カード」「通知カード」「住民票の写し（個人番号付き）」等 |
| 本人確認資料 | ①「個人番号カード」「運転免許証」「旅券」等（①が困難な場合、②でも可） 　　　　　 ②「橋本市から送付された氏名・住所（住民登録地）が印字済の償却資産申告書」等 |

※本人が申告書を提出する場合、 個人番号カードは番号確認及び本人確認の両方の確認資料となります。

イ　代理人が申告書を提出する場合

|  |  |
| --- | --- |
| 本人の番号確認資料の写し | 「本人の個人番号カード」 「本人の通知カード」 「本人の住民票（個人番号付き）の写し」等 |
| 代理人の本人確認資料 | 「代理人の個人番号カード」 「代理人の運転免許証」 「代理人の旅券」「代理人の税理士証票」 「登記事項証明書及び社員証（代理人が法人の場合）」等 |
| 代理権確認資料  | 「税務代理権限証書」 「委任状」等 |

４　企業の電算処理により申告をされる場合

電算処理により申告される方は、 毎年度、 増減のあった資産だけでなく、 １月１日（賦課期日）現在橋本市内に所有しているすべての償却資産について申告してください。

償却資産申告書及び種類別明細書記入例を参考に次のとおり書類を作成し、 提出してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 償却資産申告書 | １ 独自の申告書を使用する場合は、 所有者コードを確認するため、 必ず本市の申告書を添付していただくか所有者コードの記入をしてください。 ２ 資産件数欄がない場合は、 資産件数を備考欄等に記載してください。 ３ 評価額の欄は必ず記入してください。 |
| 種類別明細書（増加資産・全資産用） | １ 資産の種類、 資産の名称、 数量、 取得年月日、 取得価額、 減価残存率、 耐用年数、 価額、 増加事由を記入してください。 また、 該当がある場合は特例率も記入してください。 ２ 評価額は18ページを参考にして算出してください。 ３ 税制改正等により耐用年数が変更された資産がある場合、 明細を記載してください。 ４ 減少資産のリストを添付してください。 ５ 増加、 減少の資産があった場合は増減事由も記載してください。 |

５　提出期限

**令和7年１月31日（金）**　＊早めの提出をお願いします。

６　提出先

**橋本市　総務部　税務課　資産税係**

**〒648-8585 橋本市東家一丁目1番1号**

◎郵送でも提出することができます。

申告書の控え（受付印を押印したもの）の返送が必要な場合は、 控えと切手を貼り付けた返信用封筒を同封

してください。

切手を貼り付けた返信用封筒がない場合は、 返送することができませんので、 あらかじめ御了承ください。

７　申告をしなかった場合・虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告をされなかった場合には、 地方税法第386条の規定により、 10万円以下の過料を科されることがあるほか、 地方税法第368条の規定により、 不足額に加えて延滞金を徴収する場合があります。 また、 虚偽の申告をされた場合には、 地方税法第385条の規定により、 １年以下の懲役又は50万円以下の罰金を科されることがあります。

８　実地調査のお願い

申告書受理後、 償却資産の申告内容が適正であることを確認するために、 地方税法第353条及び第408条の規定により、 実地調査を行うことがありますので、 その際は御協力をお願いします。 なお、 検査拒否にあたる場合には、 地方税法第354条の規定により、 １年以下の懲役又は50万円以下の罰金を科されることがあります。

また、 実地調査等に伴い、 申告内容の修正をお願いすることがあります。 その場合現年度だけでなく最長５年度分まで遡及して修正することもありますので、 御了承ください。 過年度分が追加課税となった場合は、 通常と異なり、納期は１回となります。 その他調査の結果により、 家屋の評価を変更する場合があります。

９　国税資料等の閲覧について

橋本市では地方税法第354条の２の規定により、 所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行っています。 閲覧した書類の内容と、 橋本市への申告内容に差異が見受けられた場合は、 実地調査を含め個別に確認させていただきますので御協力をお願いします。 なお、 調査の結果により賦課決定を行う場合もありますのであらかじめ御了承ください。

10　建物附属設備 ・ 特定附帯設備の取扱いについて

（１） 自己所有家屋に取り付けた建物附属設備

ア 建物附属設備の家屋と償却資産の区分

自己所有家屋に取り付けた建物附属設備は、 固定資産税の取扱い上、 次により家屋と償却資産とに区分して課税されます。

償却資産とするもの　・・・・・単に移動を防止する程度に家屋に取り付けられたもの又は独立した機器としての性格の強いもの

家屋とするもの・・・・・・・・・・家屋の所有者が所有し、 家屋と構造上一体となって家屋の効用を高める電気設備、 ガス設備、 給排水設備、 衛生設備、 消火設備、 空調設備など

イ 特定の生産又は業務用の設備等の取扱い

特定の生産活動を行うために必要な動力源装置、 熱源装置、 水処理装置、 汚水処理装置、 冷却装置、 動力配線・配管、 コンセント、 ガス配管、 給排水配管、 給排気設備、 エアー配管、 油配管、 照明設備等及びその附属設備は、 償却資産となります。 例えば、 工場内で製造用機械を動かすための動力配線設備、 ガスバーナー用のガス配管、 工業用水道配管や汚水配管、 精密機械工場内の空調設備や集塵設備、 熱処理用のボイラー設備、 コンピュータ室（人が作業することが想定されない部屋）に設置されている大型コンピュータを冷却するための専用空調設備等が該当します。

ただし、 事務室の照明用電気配線や生活用の上下水道配管、 冷暖房用空調配管、 ガス配管等は　家屋の評価対象となります。

（２）　賃借人等の方が取り付けた内装、 造作、 建築設備等の資産（特定附帯設備）

賃貸ビルなどを借り受けて事業をされている方（テナントの方）が自らの事業を営むために取り付けた電気設備、 ガス設備、 給排水設備、 衛生設備等や外壁、 内壁、 天井、 床等の仕上げ及び建具、 配線・配管等のことを特定設備といいます。

特定附帯設備は、 地方税法第343条第10項の規定により、 テナントの方が償却資産として申告してください。

（3）　家屋と償却資産の区分表

　　主な設備等を例示しますと、 次のとおりです。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 設備等の種類 | 設備等の分類  | 設備等の内容  | 家屋と設備等の所有関係 |
| 同じ場合 | 異なる場合 |
| 家屋 | 償却資産 | 家屋 | 償却資産 |
| 建築工事 | 内装・造作等 | 床・壁・天井仕上、 店舗造作等工事一式 | ○ | 　 | 　 | ◎ |
| 電気設備 | 受変電設備  | 設備一式  | 　 | ◎ | 　 | ◎ |
| 予備電源設備  | 発電機設備、 蓄電池設備、 無停電電源設備等 | 　 | ◎ | 　 | ◎ |
| 中央監視設備 | 設備一式 | 　 | ◎ | 　 | ◎ |
| 電灯コンセント設備、 照明器具設備 | 屋外設備一式 | 　 | ◎ | 　 | ◎ |
| 屋内設備一式  | ○ | 　 | 　 | ◎ |
| 電力引込設備 | 引込工事  | 　 | ◎ | 　 | ◎ |
| 動力配線設備 | 特定の生産又は業務用設備 | 　 | ◎ | 　 | ◎ |
| 上記以外の設備  | ○ | 　 | 　 | ◎ |
| 電話設備 | 電話機、 交換機等の機器 | 　 | ◎ | 　 | ◎ |
| 配管・配線、 端子盤等 | ○ | 　 | 　 | ◎ |
| LAN設備 | 設備一式  | 　 | ◎ | 　 | ◎ |
| 放送・拡声設備 | マイク、 スピーカー、 アンプ等の機器 | 　 | ◎ | 　 | ◎ |
| 配管・配線等 | ○ | 　 | 　 | ◎ |
| 監視カメラ（ITV)設備 | 受像機 （テレビ）、 カメラ、 録画装置等の機器 | 　 | ◎ | 　 | ◎ |
| 配管・配線等  | ○ | 　 | 　 | ◎ |
| 避雷設備 | 設備一式 | ○ | 　 | 　 | ◎ |
| 火災報知設備 | 設備一式 | ○ | 　 | 　 | ◎ |
| 給排水衛生設備 | 給排水設備 | 屋外設備、 引込工事、 特定の生産又は業務用設備 | 　 | ◎ | 　 | ◎ |
| 屋内の配管等、 高架水槽、 受水槽、 ポンプ等 | ○ | 　 | 　 | ◎ |
| 給湯設備 | 局所式給湯設備 （電気温水器・湯沸器用） | 　 | ◎ | 　 | ◎ |
| 局所式給湯設備（ユニットバス用、 床暖房用等）、 中央式給湯設備 | ○ | 　 | 　 | ◎ |
| ガス設備 | 屋外設備、 引込工事、 特定の生産又は業務用設備 | 　 | ◎ | 　 | ◎ |
| 屋内の配管等 | ○ | 　 | 　 | ◎ |
| 衛生設備 | 設備一式（洗面器、 大小便器等） | ○ | 　 | 　 | ◎ |
| 消火設備 | 消火器、 避難器具、 ホース及びノズル、 ガスボンベ等 | 　 | ◎ | 　 | ◎ |
| 消火栓設備、 スプリンクラー設備等  | ○ | 　 | 　 | ◎ |
| 空調設備 | 空調設備 | ルームエアコン（壁掛型）、 特定の生産又は業務用設備 | 　 | ◎ | 　 | ◎ |
| 上記以外の設備  | ○ | 　 | 　 | ◎ |
| 換気設備 | 特定の生産又は業務用設備 | 　 | ◎ | 　 | ◎ |
| 上記以外の設備  | ○ | 　 | 　 | ◎ |
| その他の設備等 | 運搬設備 | 工場用ベルトコンベア、 垂直搬送機  | 　 | ◎ | 　 | ◎ |
| エレベーター、 エスカレーター、 小荷物専用昇降機（ダムウェーター）等 | ○ | 　 | 　 | ◎ |
| 厨房設備 | 顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店・ホテル・百貨店等）、 寮・病院・社員食堂等の厨房設備  | 　 | ◎ | 　 | ◎ |
| 上記以外の設備  | ○ | 　 | 　 | ◎ |
| その他の設備 | 冷凍・冷蔵倉庫における冷却装置、 ろ過装置、 POSシステム、 広告塔、 ネオンサイン、 文字看板、 袖看板、 簡易間仕切（衝立）、 機械式駐車設備（ターンテーブルを含む）、 駐輪設備、 ゴミ処理設備、 メールボックス、 カーテン・ブラインド等 | 　 | ◎ | 　 | ◎ |
| 外溝工事 | 外溝設備 | 工事一式（門・塀・緑化施設等） | 　 | ◎ | 　 | ◎ |

11 非課税となる資産

地方税法第348条及び同法附則第14条に規定する一定の要件を備える償却資産については、 非課税の扱いとなり、 固定資産税が課税されません。 このような資産をお持ちの方は、 「固定資産税の非課税適用（取消）申告書」を提出してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 非課税対象資産 | 根拠規定 | 添付資料 |
| 条 | 項号 |
| ・ 宗教法人が専ら本来の用に供する境内建物及び境内地 | 地方税法第三四八条 | 第2項　 　第3号 | 定款、 法人登記簿謄本等 |
| ・ 直接保育又は教育の用に供する固定資産 　 ・ 図書館及び博物館法第２条第１項に規定する博物館において直接その用に供する固定資産 | 第2項　 　 第9号 | 定款、 認可証の写し等 |
| ・ 保護施設の用に供する固定資産 | 第2項 　　第10号 | 定款、 法人登記簿謄本、 認可証又は指定書の写し等 ※社会福祉事業の実施主体が一般財団法人やNPO法人等の場合は、 非課税に該当する団体であることについて和歌山県等から証明を取得する必要がある場合があります。（施設例） 救護施設・授産施設・小規模保育・保育所・児童養護施設・児童発達支援センター・認定子ども園・養護老人ホーム・特別養護老人ホーム・福祉ホーム・身体障害者福祉センター・老人デイサービス・生計困難者のために、 無料又は低額な料金で診療を行う事業・放課後児童健全育成事業・地域子育て支援拠点事業・事業所内保育事業等 |
| ・ 小規模保育事業の用に供する固定資産 | 第2項 第10号の2 |
| ・ 児童福祉施設の用に供する固定資産 | 第2項 第10号の3 |
| ・ 認定こども園の用に供する固定資産 | 第2項 第10号の4 |
| ・ 老人福祉施設の用に供する固定資産 | 第2項 第10号の5 |
| ・ 障害者支援施設の用に供する固定資産 | 第2項 第10号の6 |
| ・ 社会福祉事業の用に供する固定資産 | 第2項 第10号の7 |
| ・ 更生保護事業の用に供する固定資産 | 第2項 第10号の8 |
| ・　包括的支援事業の用に供する固定資産 | 第2項 第10号の9 |
| ・　事業所内保育事業（利用定員が六人以上）の用に供する固定資産 | 第2項 第10号の10 |

＊適用する非課税規定に応じて事業主体、 事業内容が限定されていますので、 所有資産の全てが非課税となるわけではありません。

1２ 課税標準の特例や免除、 不均一課税の対象となる償却資産

地方税法第349条の３及び同法附則第15条等に規定する一定の要件を備える償却資産については、 固定資産税に特例等が適用されます。 このような資産をお持ちの場合は、 定められた書式を提出してください。

**「課税標準の特例の対象となる償却資産」の一例**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 特例対象資産 | 根拠規定 | 特例率 | 添付書類 |
| 条 | 項　号 |
| 下水道除害施設 | 地方税法附則第十五条 | 第２項5号 | ４/５ | 除害施設新設等届出書の写し |
| 太陽光発電設備　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | 第25項 第1号第25項第3号 | ２/３ （３年間)３/４（３年間） | 再生可能エネルギー事業者支援事業補助金交付決定通知書の写しこの規定に限らず、太陽光発電設備関係で特例の適用（先端設備等）を申請する場合は固定資産台帳等の写し |
|
|
| 中小事業者等が先端設備等導入計画の認定後に導入計画に基づき取得した機械及び装置、 工具、 器具及び備品並びに建物附属設備　等　※ | 地方税法附則第十五条 | 第44項 | １/２　　　　　　　　　　　　（３年間）１/３（５年間もしくは４年間） | ・先端設備等導入計画に係る認定申請書の写し ・先端設備等導入計画の写し ・認定を受けた先端設備等導入計画の認定書の写し ・先端設備等導入計画に関する確認書の写し・先端設備等に係る投資計画に関する確認書の写し・従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面の写し ・リース契約書の写し（ファイナンス・リースの場合）・太陽光発電設備が含まれる場合は固定資産台帳等の写し |
|
|
|
|
|
|
|

※旧附則第64条に該当の資産（令和5年3月31日までに取得のもの）は特例率零（０）（３年間）

**「その他の特例」の例**

●半島振興法による不均一課税について

半島振興法等の規定により、 平成27年4月1日から令和8年３月31日までに新たに取得した固定資産に対して、 要件に該当する場合にはそれらの固定資産税（都市計画税は除く）について不均一課税の適用があります。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象事業 | 対象資産 | 新・増設の取得価格 | 不均一課税 |
| 資本金 | 1,000万円以下  及び個人 | 1,000万円超5,000万円以下 | 5,000万円超 | 対象となる固定資産に対して新たに課税をすることとなった年度以降3年間税率初年度：0.14％２年度： 0.35％３年度： 0.7％ |
| 製造業・旅館業 （下宿営業を除く） | 直接事業の用に供する 機械及び装置 | 取得価格 | 500万円以上 | 1,000万円以上 | 2,000万円以上 |
| 農林水産物等販売事業・情報サービス業等 | 取得価格 | 500万円以上 |

○申請期限：機械及び装置を取得した年の翌年１月31日 （申請書とその他資料の提出が必要となります。 ）

事業者の要件 ： 『橋本市産業振興促進計画』に適合する旨の承認を橋本市長から受けた者であって、 青色申告書を提出する法人又は個人

根拠法令等　： 「半島振興法」 「地方税法第6条第2項」

　 「橋本市半島振興対策実施地域における固定資産税の特別措置に関する条例」

●地域未来投資促進法による課税免除について

地域未来投資促進法の規定による同意の日（平成29年９月29日）から令和8年３月３１日までに新たに取得した固定資産に対して、 要件に該当する場合にはそれらの固定資産税（都市計画税は除く）について課税免除の適用があります。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象事業者 | 対象資産 | 新・増設の取得価格 | 課税免除の期間 |
| 「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」により和歌山県及び主務大臣に地域経済牽引事業計画の承認を受けた者 | 直接事業の用に供する  構築物 | 承認を受けた地域経済牽引事業の用に供する家屋又は構築物及びこれらの敷地である土地の取得価額の合計が１億円を超えるもの（農林漁業及びその関連業種は5,000万円を超えるもの） | 3年度分 |
|
|
|

○申請期限：構築物を取得した年の翌年１月31日 （申請書とその他資料の提出が必要となります。 ）

根拠法令等 ： 「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」 「地方税法第６条第１項」 「橋本市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく固定資産税の特別措置に関する条例」

☆土地や家屋の固定資産税についても不均一課税や課税免除の対象があります。 適用の要件がありますので、 詳細についてはお問合せください。

◆必要な資料◆

ア　設備の新増設に係る事業の概要及び主要製品名を示す書類、 並びに設備の概要を示す書類及び設置場所を示す図面等

イ　新増設事業所における製品の製造工程が一覧できるように図表化し、 主要な機械装置等と製造過程との関連を明確にしたもの（製造業の場合）

ウ　新増設に係る事業所の年次別建設計画及びその実績を明らかにする書類

エ　新増設に係る設備について、 事業の用に供した日、 取得価額、 耐用年数及び特別償却の有無を明らかにする書類

※特別償却を行っている場合は、 法人税施行規則別表第16「減価償却資産の償却額に関する明細書」及びその附表の写し等を添付して下さい。行っていない場合には、 その理由を明らかにした書類を添付して下さい。

※各資産の取得価格がわかる請求書（写）と領収書（写）とその明細書（写）を添付して下さい。

オ　対象施設の敷地となる土地の売買契約書の写し及び建物の工事着工日がわかる書類　（土地が課税免除の対象となっている場合に限る。 ）

カ　新増設設備に係る増加生産額を示す書類

キ　法人にあっては定款、 個人にあっては青色申告承認通知書もしくは直近の確定申告書の写し

ク　事業所位置図、 事業所全体の平面見取図

（申請の対象となる設備や資産等の箇所がわかるように調整して下さい。 ）

ケ　建物・構築物など申請の対象となる資産の写真

コ　半島振興法の不均一課税においては産業振興機械等の取得等に係る確認申請書

地域未来投資促進法の課税免除においては地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画の申請書（写）と承認書（写） ※（都道府県知事　及び　主務大臣　が発行した承認書）

サ　その他必要と認められる書類

13　法人税・所得税との比較

　固定資産税（償却資産）と国税では取扱いが異なる点がありますので、 御留意ください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項 目 | **固定資産税（償却資産）の取扱い** | 国税の取扱い （法人税・所得税） |
| 償 却 計 算 の 期 間 | **暦年（賦課期日制度）** | 事業年度 |
| 減 価 償 却 の 方 法 | **一般の資産は定率法を適用 （固定産価基準に定められた減価率を用いる） ※法人税法等の旧定率法で用いる減価率と同様。**  | 【平成19年3月31日以前取得】 旧定率法、 旧定額法等の選択制度 （建物については旧定額法） 【平成19年4月1日以後取得】 定率法、 定額法等の選択制度 （建物並びに平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物は定額法） |
|
|
|
| 前年中の新規取得資産 | **半年償却 （１／２）** | 月割償却 |
| 圧縮記帳の制度 | **認められません。** （注１） | 認められます。 |
| 特別償却･割増償却 | **認められません。**  | 認められます。 （租税特別措置法） |
| 増加償却 | **認められます。**  | 認められます。 （法人税法・所得税法） |
| 評価額の最低限度 | **取得価額の100分の５** | 備忘価額（１円）まで |
| 改良費 （資本的支出） | **区分評価****（改良を加えられた資産と改良費を区分して評価）** （注２） | 原則区分評価 |
|
| 少額の減価償却資産 （使用可能期間が1年未満又は 取得価額が10万円未満の資産） | **一時の損金又は必要な経費にしたものは課税対象外** （注３） | 一時の損金算入が可能又は必要な経費に算入するものとする。 （法人税法施行令第133条又は所得税法施行令第138条） |
|
| 一括償却資産 （取得価額が20万円未満の減価 償却資産） | **3年間で損金又は必要な経費に算入したものは課税対象外**  （注４） | 3年間で損金又は必要な経費に算入が可能 　（法人税法施行令第133条の２又は所得税法施行令第139条） |
|
| 即時償却資産 （中小企業者等の方が租税特別措置法を適用して取得された10万円以上30万円未満の減価償却資産） | **課税対象**  　　　　（注５） | 取得価額に相当する金額を損金又は必要な経費に算入が可能 （租税特別措置法第28条の２又同法第67条の５） |
|

（注１）圧縮記帳の制度は認められていませんので、 圧縮前の取得価額としてください。

（注２）平成19年度税制改正により、 国税における改良費の取扱いは変わりましたが、 固定資産税（償却資産）における取扱いには変更はありません。

（注３）法人は減価償却することもできますが、 この場合は固定資産税（償却資産）の課税対象となりますので、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(以下「耐用年数省令」という。)を記入のうえ申告してください。

（注４）法人又は個人の方は本来の耐用年数を用いて毎年減価償却することもできますが、 この場合は固定資産税 （償却資産）の課税対象となりますので、 耐用年数省令に応じた耐用年数を記入のうえ申告してください。

（注５）中小企業者に該当する法人又は個人の青色申告者の方等が、 平成15年４月１日から令和7年３月31日までの間に30万円未満の減価償却資産を取得された場合、 その全額を損金又は必要な経費に算入することができます（平成18年４月１日以降は上限300万円まで）。 ただし、 取得価額が10万円未満で中小企業特例を適用できるのは、 平成15年４月１日から平成18年３月31日までに取得した資産となります。

　固定資産税（償却資産）上は、 この規定により損金又は必要な経費に参入された減価償却資産については課税対象になりますので、 耐用年数省令に応じた耐用年数を記入のうえ申告してください。

Ⅲ　申告書類の作成方法

1 作成していただく書類

「償却資産申告書」 及び 「種類別明細書」 を次の注意事項にしたがって作成してください。

（これらは申告書を紙による提出を行う場合の方法です）

|  |  |
| --- | --- |
| 書　類　名 | 注　意　事　項 |
| **償却資産申告書** | 氏名が印字されている場合は押印、印字されてない場合は署名又は記名・押印してください。 資産に増減がない場合は「増減無し」と記入していただくか、○で囲んでください。  |
|
| **種類別明細書** | 資産の有無で変わります。 15ページからの記入例を参考に記入してください。  |
|

※非課税・特例対象資産を所有されている方は、 申告書類と共に各届出書を提出してください。 詳細については、 ７～９ページを御覧ください。

２ 申告していただく事項

（１）取得価額

取得価額とは、 償却資産を取得するために支出した金額をいい、 引取運賃、 荷役費、 運送保険料、 関税、 その他その償却資産を事業の用に供するために直接要した費用を含みます。

取得価額の算出方法は、 法人税又は所得税の取扱いと同じです。 ただし、 圧縮記帳の制度は認められていませんので、 国庫補助金等の圧縮額がある場合は、 その金額を加えた額を記入してください。 その他法人税との違いは前項を御覧ください。

また、 固定資産税の評価上、 事業専有割合等による取得価額の按分は認められていませんので、 その資産の取得価額で申告してください。

取得価額が30万円未満の資産については、 法人税法及び所得税法において特別の償却方法が認められていますが、 その場合の償却資産の取扱いについては、 ２、 10ページの一覧表にて御確認ください。

（２）耐用年数

耐用年数は、 法人税又は所得税の申告で用いるものと同じ耐用年数を記入してください。

耐用年数には、 次の３種類があります。

ア 法定耐用年数・・・・・・耐用年数省令別表を御覧ください。

基本的に、 この耐用年数により申告してください。

イ 中古見積耐用年数・・耐用年数省令第３条の規定により見積もった耐用年数。

ウ　短縮耐用年数 ・・・・・法人税法又は所得税法の規定により耐用年数の短縮について国税局長の承認を受けたときのその耐用年数をいいます。 なお、 この場合は国税局長の承認通知書の写しを申告書に添付して提出してください。

（３）その他

所在、 種類、 数量、 取得時期、 その他償却資産課税台帳の登録及び価格の決定に必要な事項を、 償

却資産申告書及び種類別明細書記入例（12～16ページ）を参考に申告してください。

**初めて申告される方の償却資産申告書の記入方法**



**前年度以前に申告された方（資産の増減無）の償却資産申告書の記入方法**



**前年度以前に申告された方（資産の増減有）の償却資産申告書の記入方法**



**種類別明細書（増加資産・全資産用）の記入方法**



**種類別明細書（減少資産用）の記入方法**



Ⅳ　償却資産の評価額の計算方法から納税まで

1. 評価額の計算方法

　**申告していただいた資産を１件ずつ資産の取得時期、 取得価額及び耐用年数を基本として計算して評価額を算出します。**

　　ア　前年中に取得のもの

　　　　 取得価額×前年中取得のものの減価残存率＝評価額

　　イ　前年前に取得のもの

　　　　 前年度評価額×前年前取得のものの減価残存率＝評価額

　　以後、 毎年この方法により計算し評価額が取得価額の５％になるまで償却します。 評価額が取得価額の５％未満になる場合は、 ５％でとどめます。

［減価残存率表］ 　これは固定資産税に係る残存率表です。



* ｒ とは、当該償却資産の耐用年数に応ずる減価率です。

［例］取得価額250,000円、 取得時期令和6年４月、 耐用年数４年のパソコンの場合

（耐用年数４年、 前年中の取得のものの減価残存率……0.781）

（耐用年数４年、 前年前の取得のものの減価残存率……0.562）

令和７年度＝250,000円×0.781＝195,250円

令和８年度 ＝195,250円×0.562＝109,730円

令和９年度 ＝109,730円×0.562＝61,668円

令和１０年度 ＝61,668円×0.562＝34,657円

令和１１年度 ＝34,657円×0.562＝19,4７7円

令和１２年度 ＝19,477円×0.562＝10,946円＜12,500円

※令和12年度で算出額が取得価額の５％（12,500円）より小さくなりますので、 以降12,500円で評価されます。

２　価格の決定

取得価額を基礎として、 取得後の経過年数に応ずる価値の減少（減価）を考慮して評価し、　３月31日までに市長が価格（評価額）を決定します。

なお、 償却資産の価格等を決定しますと、 償却資産課税台帳に登録し、 その旨を公示します。

この価格に不服のある方は、 公示の日から納税通知書の交付を受けた日後３か月までの間、 審査の申出をすることができます。

３　税額の計算方法

　　　　　　税　　　率 　（1.4％）

**×**

**＝**

課　税　標　準　額

税　　　　額

**免　税　点：課税標準額が150万円未満の場合は課税されません。**

４　納期

年税額は４回の納期（5月、 7月、 12月、 翌年の2月）に分けて納めていただくことになります。

---------------------------------------------------------------------------------------

インターネットによる電子申告（eLTAX）のご案内

■インターネットを利用して、 自宅やオフィスなどから申告等の手続きを行うことができます。

■利用届出（新規）を提出後、 直ちに電子申告を利用することができます。

※eLTAXの御利用開始・利用方法は、 eLTAXヘルプデスクまでお問い合わせください。

●ホームページ： https://www.eltax.lta.go.jp/

●電話番号：0570－081459 （ハイシンコク）

IP電話やPHSからは： 03-5521-0019

※申告データ等の作成に係る具体的な操作方法についても、 eLTAXヘルプデスクまでお問い合わせください！

-----------------------------------------------------------------------------------------------

**提出前のご確認**

□ 申告書に連絡先の記入はされていますか？

□ 申告書に資産所在地は記入されていますか？

□ 種類別明細書に所有者コードの記入はありますか？（申告書に記載されている方のみ）

□ 増加資産の耐用年数は記入されていますか？

□ 増加事由の欄（１～４）の記入はありますか？

□　マイナンバー（個人番号）又は法人番号の記入はありますか？

□　非課税、 特例の対象資産をお持ちの場合は、その他必要書類を同封していますか？

**〒648-8585**

**和歌山県橋本市東家一丁目1番1号**

**橋本市役所　総務部　税務課**

**資産税係　償却資産担当　　行**

郵送の際は、 この部分を切り取り、

封筒に貼り付けてご利用ください。

（別途切手を貼ってください。 ）

令和6年11月発行